別紙ー4①

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工　事　名
2. 工　　期　　平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
3. 施 工 業 者

部　課　名
監 督 員 名

① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義のついては、契約後：当初契約後・変更後：工期内に行う契約変更後とする

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中													完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	契約工程表	・契約締結後、7日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		コリンズ登録（請負代金500万円以上は登録する。）	・事前に監督職員の確認を受け、所定の期限内(契約締結後10日以内)に登録申請した。（契約後、変更後、完成、訂正時）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
		品質証明	・品質証明員が社員であることを証明するものを提示し、資格証明の写し、経歴書を提出した。(契約後、変更時)(設計金額1億円以上)	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・実施項目、時期、頻度等を施工計画書に記載し、出来形、品質、写真管理等、工事全般にわたり確認した。（施工途中の検査、完成時）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
			・確認した結果を品質証明書に記載し、検査までに提出した。（添付資料は提示で良い)(施工途中の検査前、完成時）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
		工事保険	工事保険の加入状況を確認した。（工期内に保険の更新がある場合は更新後の証書も確認）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		建設業退職金共済制度等	・掛金収納書を契約締結後速やかに提出した。（契約後1ヶ月以内、追加購入時）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（着手時、施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜、完成時）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。（着手時、施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		施工体制台帳、施工体系図	・現場と一致した施工体制台帳を現場に備え付け、それを反映した施工体制台帳・施工体系図を提出しており、且つ社会保険加入・未加入・適用除外を確認している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・下請けの作業成果(出来形、出来高等)を元請が確認・検査している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		

別紙ー4②

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中													完成時	
Ⅰ施工体制	Ⅰ施工体制一般	施工体制台帳、施工体系図（続き）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
			・施工体制台帳に記載されている主任技術者の配置及び資格が適切である。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任技術者等を正しく記載している。（着手時、施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
	Ⅱ配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	現場代理人	・現場に常駐していた。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・監督職員との連絡調整及び対応を適切に行っている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		専門技術者（配置が必要な工事）	・専門技術者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		作業主任者（配置が必要な工事）	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		監理技術者（主任技術者）	・国家資格、監理技術者資格証等の内容が適切である。（着手時、変更時、更新時）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・主任技術者・監理技術者届の技術者が同一であった。（着手時）	／□															
			・監理技術者（主任技術者）が専任配置されている。（施工時適宜）（主任技術者は、請負金額2500万円以上[建築は5000万円以上]の場合）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		配置技術者	・配置技術者の対応が適切である。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		下請負者の把握	・下請負者が可児市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中できない。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		

別紙ー4③

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中													完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	設計図書の照査等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		施工計画書	・当初施工計画書を工事着手前(期限明示のあるものは期限内)に提出し、所定の項目を記載している。（着手前）	／□															
			・変更施工計画書を施工に先立ち、監督職員に説明のうえ、適宜加除修正している。（変更時）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・工事期間を通じて記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		施工管理 ・工事材料確認整理	・材料の品質証明書(設計図書で提出となっている材料は提出、それ以外は提示)、写真等が確認され、整理されている。（施工時適宜、完成時）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		・出来形、品質管理	・出来形、品質管理が確認され、整理されている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・日常の出来形、品質管理を適時、的確に実施している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		・イメージアップ	・仕様書に定められた事項や独自の取り組みを遅滞なく実施している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		・検査（確認を含む）及び立会等の調整	・立会、段階確認の連絡が事前にされている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・立会、段階確認の時期、内容、頻度が、適切である。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		工事の着手	・契約締結後、30日以内に工事に着手した。（設計図書に定めのある場合を除く）（着手前）	／□															
		支給品及び貸与品	・支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え、常にその残高を明らかにしている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		建設副産物及び建設廃棄物	・産業廃棄物管理票（マニフェスト）または、電子媒体により適正に処理し、整理、保管している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（着手前、施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
		指定建設機械類の確認	・施工計画書に記載した指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型機械)を使用している。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		発生土の管理	・現場から発生する土砂について「岐阜県建設発生土管理基準」に基づいて管理されている。		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
		下請検査	・元請業者が下請業者の施工に対して出来形検査を行った記録がある。		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	

別紙ー4④

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）													備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	
	Ⅲ 安全対策	安全活動	・災害防止協議会等を設置し、1回以上/月の活動記録がある。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・安全教育・訓練等を半日以上/月かつ現場に即した内容で実施した記録がある。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・安全巡視、TBM、KY活動等を実施した記録がある。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・新規入場者教育を当該現場特性を反映した内容で実施しており、且つ社会保険加入・未加入・適用除外を確認した記録がある。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　1回/月程度）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・仮設工(足場、支保及び土留め等)の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施されている。(施工時適宜)		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・保安施設等の設置・管理を、各種基準及び関係者間協議に基づき実施している。(施工時適宜)		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・地下埋設物がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。（着手前、施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・架空線がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。（着手前、施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
		安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
	Ⅳ 対外関係	関係機関等	・関係官公庁等の関係期間との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□	／□		

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

（ 一 般 監 督 員 ）

別紙－1①　　〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 □ 標識類や施工体系図、作業主任者一覧等が現場等の見やすい場所に掲げられ、変更の都度更新されている。 □ 施工計画書を工事着手前に提出している。 □ 作業分担の範囲を施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □ 社内の品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る社内体制が有効に機能している。(当初請負額1億円以上の工事) □ 元請が下請の作業成果を検査している。 □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □ 現場に対する本社や支社による支援体制を整えている。 □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。 □ その他　(理由:　　)			□ 施工体制一般に関して、監督職員が　文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		◎判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・ c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(　　)評価数／(　　)対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 □ 現場代理人が現場に常駐しており、監理(主任)技術者が、専任配置されている。 □ 現場に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。 【現場代理人を評価する項目】 □ 現場代理人が、工事全体を把握している。 □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 □ 下請(直営)の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □ その他　(理由:　　)			□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		◎判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・ c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(　　)評価数／(　　)対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	

別紙－1②

（ 一 般 監 督 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

「評価対象項目」

- □ 段階確認や施工状況立会いの申請（連絡）を適切な時期に行っている。
- □ 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
- □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
- □ 工事材料の品質に影響がないよう保管している。
- □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
- □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
- □ 工事打合せ簿を、不足なく整理している。
- □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
- □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がなかった。
- □ その他　（ 理由:

□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

◎判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）=（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

「評価対象項目」

- □ 現場条件変更への対応を積極的に行い、その結果をその都度書類で報告している。
- □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
- □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に管理している。
- □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。
- □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。[内容　　]
- □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。
- □ 休日の確保を行っている。
- □ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。
- □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち工程管理について指示事項がない。
- □ その他　（ 理由:

□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

◎判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）=（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

別紙－1③

（ 一 般 監 督 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

「評価対象項目」

- □ 各種安全パトロールが実施され、指摘・是正事項について関係者に是正報告した記録が整備されている。
- □ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。
- □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
- □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
- □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- □ 過積載防止に取り組んでいる。
- □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
- □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づいて実施している。
- □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。
- □ その他　（ 理由　　）

□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

◎判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）=（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

「評価対象項目」

- □ 地元や関係者を対象とした工事説明会や現場見学会を開催し、その記録が整備されている。
- □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。
- □ 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。
- □ 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
- □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
- □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかりやすく周知している。
- □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。
- □ その他　（ 理由:　　）

□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

◎判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）=（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

別紙－1④

（ 一 般 監 督 員 ）

考　査　項　目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※ばらつきの判断は別紙－3を参照。

①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③出来形管理とは、「建設工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

工　種	a	b	c	d	e
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目」

- □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
- □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
- □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
- □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
- □ 社内管理基準に基づき管理している。
- □ 設計図書に定められている予備品に不足がない。
- □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
- □ その他　（理由:　　）

◎判断基準

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・ c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－1⑤　　（ 一 般 監 督 員 ）

考　査　項　目	工　種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	電気設備工事 電気通信工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形管理がやや不備である	□ 出来形管理が不備である
		「評価対象項目」				
		□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。				
		□ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。				
		□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。				
		□ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。				
		□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。				
		□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書どおり施工している。				
		□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾書どおりに敷設している。				
		□ 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。				
		□ 行き先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。				
		□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□ 社内管理基準に基づき管理している。				
		□ その他　(理由:　　)				

◎判断基準

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・ a

該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b

該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・ c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(　　)%＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－1⑥　　（ 一 般 監 督 員 ）

考　査　項　目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	※ばらつきの判断は別紙－3を参照。 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「建設工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				

工　種	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 □ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □ 設備の取扱説明書を工夫している。 □ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換を容易にできるよう工夫している。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □ その他　(理由:　　)				

◎判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・ c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(　　)%＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－1⑦

（ 一 般 監 督 員 ）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="14">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="14">電気設備工事
電気通信工事
受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="14">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="14">□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他　(理由:　　)</td></tr>
<tr><td colspan="5">◎判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・ c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(　　)%＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">維持・修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="11">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="11">□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 理由:</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 理由:</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 理由:</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 理由:</td></tr>
<tr><td colspan="5">◎判断基準
該当項目が6項目以上・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が5～4項目・・・・・・・・・・・・ b
該当項目が3項目以下・・・・・・・・・・・・ c

注) 記載の4項目を必須の対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</td></tr>
</table>

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
5. 創意工夫	1. 創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システムの活用に関する工夫。 □ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 **※本項目は2点の加点とする。** □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □（該当技術数:　　） NETIS登録技術のうち、事後評価未実施または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 **※本項目は3点の加点とする。** □（該当技術数:　　） NETIS登録技術のうち、事後評価未実施または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 **※本項目は2点の加点とする。** □（該当技術数:　　） NETIS登録技術のうち、事後評価未実施または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 **※本項目は1点の加点とする。** □（該当技術数:　　） NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 **※本項目は2点の加点とする。** □（該当技術数:　　） NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 **※本項目は1点の加点とする。** ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 **※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。** 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。	【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等の工夫。 □ 有害ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策または一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 【その他】 □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　）
	記述評価 （✔マークを付した評価内容を詳細記述）	評点:　　点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 評価は各項目において1つ✔点付されれば1，2，3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。
※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、「4. 工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

別紙－1⑨

（ 主 任 監 督 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」				
		□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
		□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
		□ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。				
		□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。				
		□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。				
		□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。				
		□ その他　(理由:　　)				
		◎判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 （a:80%以上、 b:60%以上、 c:40%以上、 d:20%以上、 e:20%未満）				

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」				
		□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。				
		□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。				
		□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。				
		□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。				
		□ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。				
		□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。				
		□ その他　（　　）				
		◎判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 （a:80%以上、 b:60%以上、 c:40%以上、 d:20%以上、 e:20%未満）				

別紙－1⑩

（主任監督員）

考査項目	細　別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術能力項目及び工事事例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事。 □ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。 □ 3. その他[理由] ※上記の対応事項に1つ以上✔点が付けば4点の加点となる。	（1. について） 切土の土工量：20万㎥以上、盛土の土工量：15万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル（シールド）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡／門以上、トンネル（開削工法）の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎥以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎥／s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 （2. について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 （3. について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事。 □ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。 □ 6. 周辺住民等に対する騒音、振動を特に配慮する工事。 □ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事。 □ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事。 □ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事。 □ 10. その他[理由] ※上記の対応事項に1つ以上✔点が付けば6点の加点となる。	（4. について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （6. について） ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 （7. について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （8. について） ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した。 （9. について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （10. について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事。 □ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きい工事。 □ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事。 □ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。 □ 15. その他[理由] ※上記の対応事項に1つ以上✔点が付けば4点の加点となる。	（11. について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （12. について） ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （13. について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （14. について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配置のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （15. について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害時における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)。 ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ 17. その他[理由] ※上記の対応事項に1つ以上✔点が付けば6点の加点となる。	
	評　価	評点：＿＿＿＿点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2.「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

別紙－1⑪

（ 総 括 監 督 員 ）

考 査 項 目	細　　別	a	a’	b	b’	c
6.社 会 性 等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	bより優れている	b’より優れている	cより優れている	他の評価に該当しない

「評価対象項目」

□ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ

□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観にあわせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

□ 定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に周辺地域とのコミュニケーションを図った。

□ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

□ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

□ 災害時等などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

□ その他　［理由：　　］

◎判断基準

上記当該項目を総合的に判断して、a，a’，b，b’，c評価を行う。

該当5項目以上・・・・・・・・・・・・・ a

該当4項目以上・・・・・・・・・・・・・ a’

該当3項目以上・・・・・・・・・・・・・ b

該当2項目以上・・・・・・・・・・・・・ b’

該当2項目未満・・・・・・・・・・・・・ c

※地域への貢献とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する

別紙－1⑫

（ 総 括 監 督 員 ）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
7．法令遵守等	

措 置 内 容	点 数
□ 1．指名停止3ヶ月以上	－20点
□ 2．指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
□ 3．指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
□ 4．指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
□ 5．文書警告	－ 8点
□ 6．文書注意	－ 5点
□ 7．口頭注意	－ 3点
□ 8．その他 ［理由：＿＿＿

別紙－2①

（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		〔評価対象項目〕 □ 契約書第18条第1項第1号から5号に基づく設計書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ 立会の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ 工事関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（ ）			□施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

◎判断基準

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・ a

該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b

該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。

③ 評価値（ %）=（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

別紙ー2②　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

※ ばらつきの判断は別紙－3を参照。

「評価対象項目」

- □ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- □ 社内管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上管理していることが確認できる。
- □ その他[理由:　　]

①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③出来形管理とは、「建設工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内にあり、出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 社内管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ その他[理由:　　]					□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

◎判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)=(　　)評価数／(　　)対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

別紙ー2③　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内管理基準に基づき管理をしていることが確認できる。 □ その他[理由:　　]					□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		◎判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・・・・ a’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・・・・・・ b’ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ c						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)=(　　)評価数／(　　)対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

別紙一2④　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックがない。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土工事 （切土・盛土・築堤等工	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ 断切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 一層あたりの巻き出し厚を管理していることが確認できる。 □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂がない。 □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する

別紙一2⑤　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 □ 緑化ﾌﾞﾛｯｸ、石積（張）、法枠、かごﾏｯﾄ等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。 □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 植生工で植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ 基礎工において、掘り過ぎがなく施工していることが確認できる。 □ コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。 □ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックがない。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	鋼橋工事 （RC床版工事はコンクリート構造物に準ず	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 【工場製作関係】 □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他[理由:　　] 【架設関係】 □ ボルトの締め付け確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切り勾配がついていることが確認できる。 □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙一2⑥　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物及び地すべり防止工事（集水井工事含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【共通】

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
- □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 有害なクラックがない。
- □ その他[理由：　　]

【砂防構造物工事に適用】

- □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □ その他[理由：　　]

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸を含む）】

- □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
- □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
- □ その他[理由：　　]

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙ー2⑦　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【路床・路盤工関係】

- □ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 路盤の安定処理は材料が均一になるように施工していることが確認できる。
- □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □ その他[理由:]

【アスファルト舗装工関係】

- □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □ 舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 各層継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □ 縦継ぎ目及び横継ぎ目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他[理由:]

【コンクリート舗装関係】

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
- □ 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □ その他[理由:]

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙一2⑧　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【共通】
- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)
- □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ その他[理由:]

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工】
- □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- □ 吹付厚さが均等であることが確認できる。
- □ 使用する材料の種類、品質及び配合等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他[理由:]

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
- □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
- □ 吸水性の吹付面において、事前に給水させてから施工していることが確認できる。
- □ 吹付厚さが均等であることが確認できる。
- □ 吹付厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ 法肩の吹付にあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- □ その他[理由:]

【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】
- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 枠内に空隙がないことが確認できる。
- □ 層間に剥離がないことが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ その他[理由:]

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙一2⑨　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工事及び地盤改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】

- □ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
- □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- □ 場所打ち杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
- □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □ 裏込め材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ その他[理由:　　]

【地盤改良関係】

- □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- □ その他[理由:　　]

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙一2⑩　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 □ 有害なクラックがない。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙一2⑪　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 □ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照 「評価対象項目」 □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ 樹木などに損傷、はちくずれ等がないように保護養生を行っていることが確認できる。 □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 □ その他[理由:　　]	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙一2⑫　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	防護柵(網)・標識・区画線等 設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

- □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響のないよう施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入れ長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。
- □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他[理由:　　]

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電線共同溝 工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

- □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸がないように仕上げていることが確認できる。
- □ 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設していることが確認できる。
- □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸がなく平坦性を確保していることが確認できる。
- □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- □ その他[理由:　　]

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

◎判断基準		ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙一2⑬　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪応急処理等)	「評価対象項目」 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由:					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		◎判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a’ 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b’ 該当項目が2項目以下・・・・・・・・c 注　この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	修繕工事 (橋梁補強、耐震補強、落橋防止等)	「評価対象項目」 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由:					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		◎判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a’ 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b’ 該当項目が2項目以下・・・・・・・・c 注　この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

別紙一2⑭　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事	「評価対象項目」 □ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護していることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ その他[理由:　　]					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

◎判断基準

評定値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・a
評定値が80%以上90%未満・・・・・・・・a'
評定値が70%以上80%未満・・・・・・・・b
評定値が60%以上70%未満・・・・・・・・b'
評定値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する
③評価値(　　)%＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事	「評価対象項目」 □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 □ 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。 □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ その他[理由:　　]					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

◎判断基準

評定値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・a
評定値が80%以上90%未満・・・・・・・・a'
評定値が70%以上80%未満・・・・・・・・b
評定値が60%以上70%未満・・・・・・・・b'
評定値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する
③評価値(　　)%＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙一2⑮　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及 Ⅱ. 品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

- □ 設計書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
- □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。
- □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
- □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
- □ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □ その他[理由:＿＿＿

別紙一2⑯　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	下水道工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」						
		【共通】						
		□ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。						
		□ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度、w／c、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。						
		□ コンクリートの打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。						
		□ コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。						
		□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等含む)						
		【開削工】						
		□ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。						
		□ 混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理・記録されている。						
		【推進工】						
		□ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。						
		□ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。						
		【シールド工】						
		□ 鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。						
		□ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。						
		□ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。						
		□ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。						
		◎判断基準 評定値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a 評定値が80%以上90%未満・・・・・・・・a’ 評定値が70%以上80%未満・・・・・・・・b 評定値が60%以上70%未満・・・・・・・・b’ 評定値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・c	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する ③評価値(　　)%＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	森林整備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」						
		【共通】						
		□ 施工の時期、位置、方法等が適正である。						
		□ 施工むらがなく均等に施工されている。						
		□ 残存木を傷めないよう施工されている。						
		□ 工種の目的が達成されるよう施工されている。						
		【間伐、本数調整伐】						
		□ 切り口が平滑に仕上げられている。						
		□ 適切に施工され、規格値を満足している。						
		□ 伐倒木を傷めないよう搬出又は林内整理されている。						
		【枝落とし】						
		□ 切り口が平滑に仕上げられている。						
		□ 適切に施工され、規格値を満足している。						
		◎判断基準 評定値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a 評定値が80%以上90%未満・・・・・・・・a’ 評定値が70%以上80%未満・・・・・・・・b 評定値が60%以上70%未満・・・・・・・・b’ 評定値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・c	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する ③評価値(　　)%＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

別紙一2⑰　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	ほ場整備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」						
		【共通】						
		□　付帯構造物コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。						
		【用排水路工】						
		□　施工基面が平滑に仕上げられている。						
		□　ステップ面の不陸がなく埋戻し部の締固めが適切な条件で施工されている。						
		□　二次製品等の本体に損傷がなく目地、接合部についても適切に施工されている。						
		【農道工】						
		□　盛土締固めが仕様書に示す条件により適切に施工されている。						
		□　土羽土の土質が適正で法面施工は良好に実施され、法面浸食も認められない。						
		【整地工、畦畔工】						
		□　基盤整地、仕上げ整地が適切に施工され、田面が平滑に仕上がり、水溜まり、ぬかるみ等が見受けられない。						
		□　畦畔盛土において締固め、土羽整形が適切に施工されている。						
		◎判断基準 評定値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a 評定値が80%以上90%未満・・・・・・・・a’ 評定値が70%以上80%未満・・・・・・・・b 評定値が60%以上70%未満・・・・・・・・b’ 評定値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・c		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する ③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	管水路工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」						
		□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。						
		□　材料の品質規定証明書が整備されている。						
		□　中心線の通りがよい。						
		□　仕様書で示す条件により締固めが実施されている。						
		□　管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。						
		□　地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。						
		□　管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。						
		□　コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。						
		◎判断基準 評定値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a 評定値が80%以上90%未満・・・・・・・・a’ 評定値が70%以上80%未満・・・・・・・・b 評定値が60%以上70%未満・・・・・・・・b’ 評定値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・c		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する ③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

別紙一2⑱　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート二次製品 (U字溝等付帯的なものを除く) ・L型 ・BOXｶﾙﾊﾞｰﾄ ・ﾌﾞﾛｯｸ積	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【共通】

- □ 仕様書等で定められている品質管理、材料の品質規定証明書等の整備が実施されている。
- □ JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。
- □ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることや、不等沈下防止に配慮しての締固めが入念に行われていることが確認できる。
- □ 二次製品の保管、吊り込み、据付け等に十分な注意を払っていることが確認できる。
- □ 材料の連結、かみ合わせが適切であり、製品の継ぎ目部には隙間、ズレもなく施工されている。

【擁壁類[補強土壁は除く]】

- □ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で、空隙が生じていない。
- □ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。
- □ 端部における地山とのすり付けが適切である。
- □ 丁張りを二重、三重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。
- □ コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。

【用排水施設】

- □ 位置、方向、高さ、勾配等について、前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
- □ 呑口、吐口、集水桝等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。
- □ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。
- □ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継ぎ目部からの漏水も見られない。
- □ 継ぎ目部の目地モルタルが適切に施工されている。
- □ 製品周辺の盛土、埋戻し土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。

◎判断基準

評定値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a
評定値が80%以上90%未満・・・・・・・・a’
評定値が70%以上80%未満・・・・・・・・b
評定値が60%以上70%未満・・・・・・・・b’
評定値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する
③評価値（　　）%＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙一2⑲　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	補強土壁工事	「評価対象項目」 □ 盛土材料の土質が適正である。 □ 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚、敷均し、転圧作業等)で施工されている。 □ プレキャスト製品、材料等の品質が工事管理資料により的確に確認できる。 □ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 □ 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 □ ストリップ材が、水平に敷かれて適正に連結されており、管理、引き抜き試験等の記録が適切になされている。 □ 水平、鉛直目地を適切に設置しており、鉛直度が良好に確保されている。 □ 理由:					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		◎判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a' 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b' **該当項目が2項目以下・・・・・・・・c** 注　その他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	取壊し工事	「評価対象項目」 □ 分別、再生資源化を適切に実施している。 □ 施工計画書に定められた計画により管理され、振動、騒音、粉塵の対策等が適正に実施されたことが確認できる。 □ 廃棄物の処理が適切である。 □ 請負者の管理記録が整理されている。 □ 不可視部分の写真記録が適正である。 □ 現場発生品は、現場発生品調書を作成し、適正に処理されていることが確認できる。 □ 残存構造物等に悪い影響を与えないように配慮して、施工されていることが確認できる。 □ 理由:					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		◎判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a' 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b' **該当項目が2項目以下・・・・・・・・c** 注　その他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

別紙一2⑳　　可児市　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	共同溝シールド工事	「評価対象項目」 □ 作業残土の処理が、資料により確実に実施されていることが確認できる。 □ 裏込め注入について注入量、注入圧力の管理、記録が適切になされている。 □ シールド設備工(坑内外)については、的確に実施されている。 □ セグメントの品質が、工場管理資料により的確に確認できる。 □ シールド機については、当現場条件を的確に反映し製作されている □ 理由: □ 理由: □ 理由:					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		◎判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a' 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b' 該当項目が2項目以下・・・・・・・・c 注　その他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	仮設工事	「評価対象項目」 □ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 □ 仮設材の組立、設置が確実になされ、特に鉛直度、設置間隔に配慮した施工をしており、かつ点検も行われている。 □ 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。 □ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で、特に鉛直度、設置間隔に配慮して施工されていることが確認できる。 □ 排水を考慮し、良好な床付面を確保している。 □ 使用材料や製品の品質が設計条件に適合していることが確認できる。 □ 関連法規等を遵守して施工、管理に努めていることが確認できる。 □ 理由:					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補支持を行った。
		◎判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a' 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b' 該当項目が2項目以下・・・・・・・・c 注　その他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

別紙一2㉑

（ 検 査 員 ）

考　査　項　目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事	□ コンクリート構造物の表面状態がよい。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	土工事 （盛土・築堤工事等）	□ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げがよい。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度以下……c 該当1項目程度以下……d
	切土工事	□ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮石除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部等を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観がよい。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	護岸・根固・水制工事	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良く、クラックがない。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	鋼橋工事	□ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷及び錆がない。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観がよい。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	地すべり防止工事	□ 地山との取り合いが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観がよい。			※ 該当3項目程度以上……a 該当2項目程度……b 該当1項目程度……c 該当項目なし……d
	舗装工事	□ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d

別紙一2㉒

（ 検 査 員 ）

考　査　項　目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ	法面工事	□ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当3項目程度以上……a 該当2項目程度……b 該当1項目程度……c 該当項目なし……d
	基礎工工事 （地盤改良等を含む）	□ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部、天端仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ※地盤改良はc評価とする。			※ 該当3項目程度以上……a 該当2項目程度……b 該当1項目程度……c 該当項目なし……d
	コンクリート橋上部工事	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 全体的な美観が良い			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	塗装工事 (工場塗装を除く)	□ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所がない。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	植栽工事	□ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取付がきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取付が堅固である。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当3項目程度以上……a 該当2項目程度……b 該当1項目程度……c 該当項目なし……d
	防護柵（網）工事	□ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観がよい。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	標識工事	□ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色がない。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d

別紙一2㉓　　（ 検 査 員 ）

考　査　項　目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ	区画線工事	□ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……・・b 該当2項目程度……・・・・c 該当1項目程度以下・・・・d
	機械設備工事	□ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすり付けが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	電気設備工事	□ きめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……・・b 該当3項目程度……・・・・c 該当2項目程度以下・・・・d
	維持修繕工事	□ 小構造物等にも細心の注意が払われている □ きめ細かな施工がなされている □ 既設構造物とのすりつけが良い □ 全体的な美観が良い			※ 該当3項目程度以上……a 該当2項目程度……b 該当1項目程度……c 該当項目なし……・・・・・d
	電線共同溝工事	□ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差がなく平坦性が確保されている。 □ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観が良い			※ 該当3項目程度以上……a 該当2項目程度……b 該当1項目程度……c 該当項目なし……・・・・・d
	通信設備工事 受変電設備工事	□ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能や運用性が良い。 □ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	上記以外の工事 又は 合併工事	□ 理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※当該工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	下水道工事	□ 通りが良い。 □ 漏水がない。 □ クラックがない。 □ マンホール天端と路面のすり付けが良い。 □ 残土等は適切に処理されている。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d

別紙一2㉔

（ 検 査 員 ）

考　査　項　目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ	森林整備工事 (間伐・本数調整伐) (枝打ち・枝落とし)	□ 安全性に留意した仕上げがされている。 □ 施工むらや偏りがなく適正である。 □ 施工位置等が適正で、目的に合致した統一感がある。 □ 細部にわたり、きめ細やかな作業がなされている。 □ 林内が整理されており、歩きやすい。 □ 林内が明るく全体的な見映えが良い。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	ほ場整備工事	□ ほ場面の均平仕上げが良い。 □ 畦畔の通り、法面、小段の仕上げが良い。 □ 用排水路の通りが良い。 □ 用排水路の接続、付帯構造物との取り合わせが適切である。 □ 道路仕上げ面の不陸がなく、また、路肩の通りが良い。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	管水路工事	□ 管の通りが良い。 □ 管内面塗装に補修痕等がない。 □ 小構造物にも細心の注意が払われている。 □ 全体的な美観が良い。			※ 該当3項目程度以上……a 該当2項目程度……b 該当1項目程度……c 該当項目なし……・・・・・d
	コンクリート二次製品 （U字溝、BF等付帯的なものを除く） L型、BOXカルバート、ブロック積	□ 土工の仕上げが良い。 □ 土工の通りが良い。 □ 土工の構造物等へのすり付けが良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 施設の通りが良い。（排水側溝フェンス等） □ 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目程度以上……a 該当4項目程度……b 該当3項目程度……c 該当2項目程度以下……d
	補強土壁工事	□ 壁面材（コンクリート製品）の割れ、カケがない。 □ 基礎上面の平坦性が良い。 □ 天端仕上げ、天部仕上げ等が良い。 □ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 □ 全体的な美観が良い			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	取壊し工事	□ 散水によるホコリ抑え等がなされ、現場や周辺の環境保全に努めている。 □ 仮設等が適正に行われ、安全管理、防災に努め、きめ細かな施工がされている。 □ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 □ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 □ 工事完了時のみならず、工事の着手前、工事中の適期に運搬状況・搬出先の確認が積極的になされている。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	共同溝シールド工事	□ RCセグメントの割れ、カケがない。 □ 継手面の防水が確実になされている □ セグメント間の目違い、段差が少ない。 □ ボルトの締め付け状況がよい。 □ 全体的な美観がよい。			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d
	仮設工工事	□ 鋼矢板、親杭の通りが良い □ 覆工板にがたつきがない □ 鋼矢板のかみあわせ等に不良部分がない □ 床付け面の仕上げがよい □ 全体的な美観が良い			※ 該当4項目程度以上……a 該当3項目程度……b 該当2項目程度……c 該当1項目程度以下……d

別紙ー3

【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

（上・下限値がある場合）

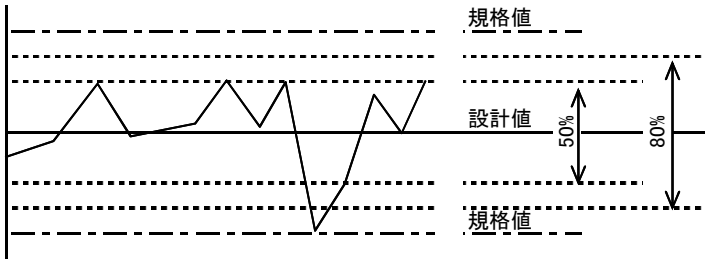

〔下限値のみの場合〕

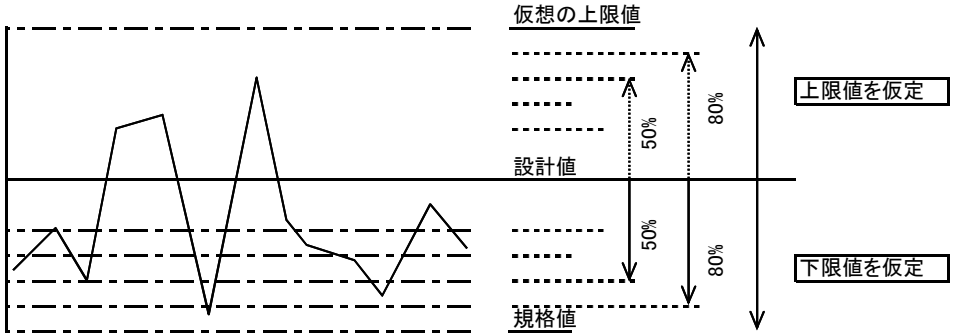

※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

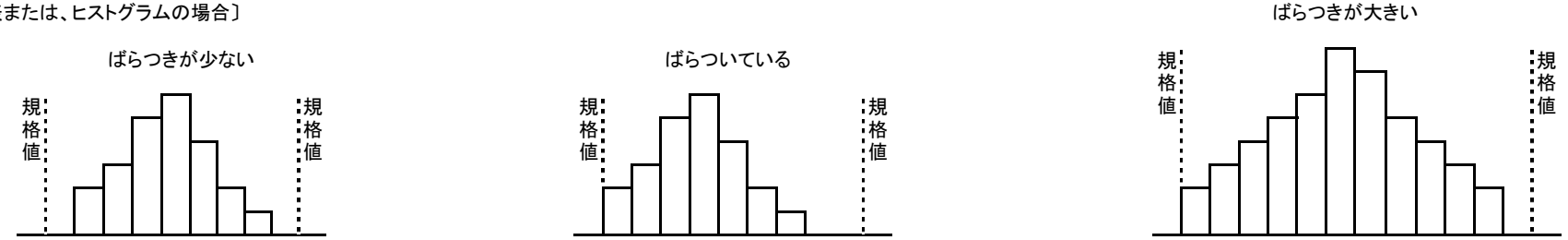

2. 多工種複合工事の取り扱い

(1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
(2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
(3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

(1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。

4. その他

・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。